

平成27年生駒市議会第1回（3月）定例会議案（抜粋）

平成27年2月23日

生駒市教育委員会

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		6,485,628	156,000	6,641,628
	4 幼稚園費	2,269,683	156,000	2,425,683

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	2,260
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	394,943
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	58,747

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
教 育 費	幼稚園費	南こども園整備事業	738,400	南こども園整備事業	897,600

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
生駒市高等学校等進学奨励金	平成26年度から進学奨励基金が 廃止されるまで	進学奨励基金及びこれ に対する利子相当額

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
体 育 施 設 整 備 事 業	10,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 業 整 備 事 業	60,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換える ことのでき る。	121,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換える ことのでき る。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費国庫補助金	362,147	2,379	364,526	4 保健体育費補助金	2,379	上中学校運動場夜間照明設備整備事業補助金

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	1,179,400	71,000	1,250,400	1 中学校債	60,900	鹿ノ台中学校大規模老朽改修事業債
				4 保健体育債	10,100	上中学校運動場夜間照明設備整備事業債

3

歳出

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳			区分	金額	
					国庫支出金	地方債	その他			
2 幼稚園施設整備費	1,553,809	156,000	1,709,809				156,000	15 工事請負費	156,000	南こども園建築等工事
計	2,269,683	156,000	2,425,683				156,000			

議案第 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小紫 雅史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和51年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「基金の額」を「基金の額（円）」に改め、同表図書設備基金の項を削る。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小紫 雅史

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年12
月生駒市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例（昭和25年4月生駒市条
例第16号）別表の改正規定中「5,670円」及び「4,630円」を「3,
000円」に改める。

第2条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円
」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第3条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円
」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第4条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円
」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成27年3月5日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小紫 雅史

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表中「会議室等」を「会議室」に、
「会議室206・301
1室につき」
を「会議室206」に改め、同表和室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月11日から施行する。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち生駒市生涯学習施設条例別表第1の3の表の改正規定中「、「510円」を「520円」に」を削る。